

改正後	現 行
10A 資産流動化（新SPC、SPT）関係 「資産の流動化に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づく特定目的会社及び特定目的信託等に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 10A－1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、変更届出等関係 10A－1－1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 （略） 10A－1－2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理 （略） 10A－1－3 変更届出書の受理 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画（以下「計画」という。）において、特定資産の取得時期（規則第16条第7号の場合に限る。）や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1ヶ月以内を予定する」と記載してある場合、当該1ヶ月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、計画に記載すべき事項が確定したことになり、変更届が必要になることに留意するものとする。 また、当該1ヶ月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1ヶ月の期間の満了を迎える前に所定の手続きを経たうえで、変更届により「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由（法第121条第6号）に該当することにも留意するものとする。	10A 資産流動化（新SPC、SPT）関係 「資産の流動化に関する法律」（以下「法」という。）の規定に基づく特定目的会社及び特定目的信託等に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 10A－1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、変更届出等関係 10A－1－1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 （略） 10A－1－2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理 （略） 10A－1－3 変更届出書の受理 (1)（略） (2)（略） (3)（略） (4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画（以下「計画」という。）において、特定資産の取得時期や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1ヶ月以内を予定する」と記載してある場合、当該1ヶ月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、「計画の変更」には当たらないが、当該1ヶ月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1ヶ月の期間の満了を迎える前に所定の手続きにより「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由（法第121条第6号）に該当することにも留意するものとする。

10A-5 その他

租税特別措置法第83条の7第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第15項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の7第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

10A-5-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること
 - ③ (略)
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)

10A-5-2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること
 - ③ (略)
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)

10A-5 その他

租税特別措置法第83条の7第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9第1項に規定する証明書の発行及び地方税法施行令附則第7条第9項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則第3条の2の8に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の7第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。

10A-5-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第10項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること
 - ③ (略)
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第11項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)

10A-5-2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第10項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること
 - ③ (略)
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第11項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)

10A-5-3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

- (1) (略)
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - ① 申請者による当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面
また、開発による取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認できる書面
・ 不動産売買契約書写し 等
 - ② 地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面
・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面（同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面）
- (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第11項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること
 - ③ (略)
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第12項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)

10A-5-3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行

- (1) (略)
- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。
 - ① 申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの
・ 不動産売買契約書写し 等
 - ② 地方税法施行令附則第7条第10項の要件を満たすことを証する書面
・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面（同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面）
- (3) (略)
 - ① (略)
 - ② 当該届出時に提出された資産流動化計画に、法第2条第10項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること
 - ③ (略)
 - ④ 当該届出時に提出された資産流動化計画において法第2条第11項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと
 - ⑤ (略)
 - ⑥ (略)